

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人岐阜後見センター 第三者評価事業部

②施設・事業所情報

名称：こどもの園もくれん豊	種別：小規模保育事業所A型	
代表者氏名：近藤陽子	定員（利用人数）：12名	
所在地：名古屋市南区豊1丁目35-19 サンシャインミナミⅡ1階西		
TEL：052-890-9114		
ホームページ： https://peraichi.com/landing_pages/view/mokuren/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成30年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：一般社団法人 ふじの会		
職員数	常勤職員：5名	非常勤職員 11名
専門職員	保育士 4名	保育士 8名
		看護師 1名
		管理栄養士 1名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	2室	保育室 調理室 トイレ

③理念・基本方針

§ 保育理念
シュタイナー教育とその世界観・人間観に基づき、乳幼児期という人間の基本を作る時期に、穏やかで安定した心と健康な体・身体能力の基礎をしっかりと育無ことを大切に保育します。子どもたちが成長し、成人したときに、人生を生き抜くための基礎を家庭と連携して作り、育てます。
§ 保育方針
穏やかで安定した心を育てるため、保育士は子ども達の心を暖かく受け止め、穏やかで静かな暖かさが感じられる口調で話し、模倣の対象となるにふさわしい優雅な動きを心がけて保育します。

④施設・事業所の特徴的な取組

この園を訪れて下さるすべての方々が、ホッとできる空間・環境づくりを目指している。穏やかで暖かい保育士たちにより保育を実践している。当園は、シュタイナー教育の考え方を基盤として、保育を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6 年 7 月 11 日(契約日) ~ 令和 7 年 3 月 31 日(評価決定日) 【 令和 7年 1月 16日(訪問調査日) 】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (令和 2 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

＜子どもの主体性を尊重した保育が実践されている。＞

小規模事業所の良さを活かし、家庭にいるような落ち着いた雰囲気の中で、子ども主体の保育を大切にし、一人ひとりの個性を尊重して、子どもの気持ちに寄り添った保育が実践されている。

＜防災に力を入れている。＞

当園は、ハザード区域になっているので、大雨、津波の場合、安全に避難できるように同じマンションの高層階にも保育室を確保し、垂直避難ができるよう体制づくりをしている。「緊急時対応マニュアル」についても、津波、大雨、水害、火災、不審者対応等の項目に分けて作成されている。特に、火災については、避難訓練を毎月実施し、その時の気づきをマニュアルに補足する等、園独自の取り組みの積み重ねがある。

◇改善を求められる点

＜職員へのマニュアルの周知に取り組まれない。＞

各種マニュアルや手順書が作成されているが、現場で保育実践で問題や困難な場面の遭遇した時、他の職員に聞く等、口頭での解決が多いとの事であり、職員間でのマニュアルの共有には課題があると考えます。マニュアルの読み合わせやマニュアルを使った研修の実施等、さらなる職員への周知に向けた取り組みに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の福祉サービス第三者評価を受審するに当たり、自己評価を通して、保育のあり方や園の運営全般について、職員間で見直すよい機会となり、職員意識の向上につながりました。今回、改善すべきと指摘された点については、継続的に改善に向けて取り組んでまいります。また、今後とも、地域の子育て拠点施設として、多様化する地域の子育て支援ニーズに対応した保育実践に努めていきたいと考えています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	㉠・b・c
＜コメント＞ 保育理念として「シュタイナー教育とその世界観・人間観に基づき、乳幼児期という人間の基本を作る時期に、穏やかで安定した心と健康な体・身体能力の基礎をしっかりと育むことを大切に保育します。」が明文化され、それを踏まえた基本方針が明文化されている。理念・基本方針から当園の特色、目指す方向や考え方が読み取れる。理念・基本方針は、研修や職員会議等での話し合いを通して、職員への周知に努めている。また、パンフレット、重要事項説書、ホームページ等に掲載し、保護者等への周知を図っている。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している			
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉠・b・c
＜コメント＞ 保育の制度動向については、行政からの情報提供や、各種研修等の受講等を通して把握し、職員に周知を図っている。法人として複数園の開設や障害分野への進出等、複合的事業展開を進めており、日々の現場実践の向上に向けた取り組みに注力している。また、地域のニーズ動向を分析し、地域の子育てニーズに即した経営に取り組んでいる。			
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉠・b・c
＜コメント＞ 具体的な経営課題（保育環境、保育の質の向上、ICT化の推進、地域の子育てニーズへの対応、人材確保、教育研修、施設整備、地域貢献、財務経営体質の強化等）を明確化し、課題改善に向けた取り組みを行っている。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・㉡・c
＜コメント＞ 中・長期計画については、中・長期のニーズ動向を予測し、10年をスパンとした中・長期計画が策定されている。計画は、シュタイナー教育の精神に基づく内容が策定されているが、予算を伴う施設経営全般に渡る具体的な内容までには至っていない。今後、予算に裏付けされた経営全般に渡る具体的な計画の策定に向けた取り組みに期待したい。			
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・㉡・c

＜コメント＞ 事業計画については、中・長期計画を踏まえ、各年度単位の事業計画を前年度の事業計画を振り返って策定しているが、経営全般に渡る事業全体を網羅する具体的な計画内容としては課題がある。今後、予算に裏付けされた経営全般に渡る具体的な計画の策定に向けた取り組みに期待したい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	㊶ ・ b ・ c
＜コメント＞ 事業計画は、職員会議等での話し合いを通して、職員の意見をくみ上げ、策定しており、年度当初の職員会議での説明を通じて、職員への周知を図っている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	㊶ ・ b ・ c
＜コメント＞ 保護者には、入園式や保護者懇談会等で説明するとともに、行事内容や活動については、ホームページ等への掲載を活用した周知に取り組んでいる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㊶ ・ b ・ c
＜コメント＞ 保育の質の向上に向けた取り組みとして、保育士のチェックリストを活用した自己評価を実施するとともに、研修等を通じて、保育の資質向上に取り組んでいる。また、定期的に愛知県福祉サービス第三者評価を受審している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	㊶ ・ b ・ c
＜コメント＞ 職員の自己評価から把握した課題に対して、職員会議での話し合いを通して、改善策を立案し、改善に活かしている。今年度は、愛知県福祉サービス第三者評価の受審結果を受けて、課題改善に取り組む体制ができている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	㊶ ・ b ・ c
＜コメント＞ 園長は、年度初めに自ら役割と責任、今後の方針について文書を職員に配布し、職員会議等の機会を捉えて、表明し、職員への周知を図っている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	㊶ ・ b ・ c
＜コメント＞ 保育運営を取り巻く関係法令に関する研修会に参加し、職員会等を通して職員にわかりやすく説明する等、周知を図っている。また、職員のコンプライアンス意識を高めるべく取り組んでいる。		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 園長は保育の現場に身を置き、保育実践の指導にあたりとともに、研修や会議等を通じて保育の質の向上に向けた取り組みに指導力を発揮している。		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 人材定着や適正な職員配置に努めるとともに、マニュアルによる業務の標準化、職員意識の向上、ICT化の推進による書類の簡素化等の効率的な業務体制を推進し、経費節減や業務改善に向けた取り組みを行っている。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 安定した園運営のため、保育養成校への求人に加えてハローワークに加えて様々なチャネルを通じた求人活動を行い、職員確保に努めるとともに、計画的な職員研修、OJT指導や相談体制づくり等、定着対策も強化させている。		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 人事考課については法人で客観的な人事考課基準を整備し、個別面談の中で、フィードバックを行う等、総合的な人事管理を行っている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 職員の有給消化率や時間外労働については定期的にチェックし、把握するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した適切な就業環境作りに努めている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 職員の育成に関する基本姿勢を明示し、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っているが、年度当初に職員個々の目標を設定、フィードバック面接、達成状況の評価を行う目標管理制度の導入については、今後の課題である。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 年間研修計画が策定されており、新人職員研修やOJT指導、階層別やテーマ別研修、園内研修や外部研修等、様々な研修体制が確立している。		

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 新人向けの職員研修や職員一人ひとりの業務に着目したOJT指導、職員の階層別研修、テーマ別研修、園内研修等、様々な研修機会を充実させている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 実習生受け入れマニュアルを整備し、養成校と連携しながら、受け入れる体制ができている。受け入れにあたっては、実習オリエンテーション、カンファレンスや振り返りを行う等して指導にあたっている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 施設のパンフレットやホームページ等を活用し、理念、施設紹介、保育内容等を公開する等、運営の透明性の確保に取り組んでいる。		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 経理規程等を整備し、事務、経理、取引等についてルール化している。また、会計事務所の定期的な指導を受ける等、適正な運営に努めている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 事業運営の安定化や保育の質の向上に向けた取り組みに注力しており、地域交流の拡充に向けた取り組みについては、まだ途上の段階である。		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ボランティアの受け入れの基本姿勢を明確にし、受け入れ体制を整えている。今後、どのように地域のボランティアと関わりを拡充していくのか期待するところである。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 区役所・市役所の保育担当課や児童相談所等の地域の関連機関や地域団体との連携を取っており、職員間で共有している。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 地域の福祉ニーズについては、区役所・市役所の保育担当課からの情報提供や、外出活動の中での交流を通して、地域の子育てニーズの把握に努めるとともに、地域の行事参加を通じて、地域との関係づくりに努めている。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 地域の子育ての拠点施設として、地域の子育てニーズに応じて、子育て支援活動を行っているが、地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動についてはまだ途上の段階である。社会福祉法に規定された社会福祉事業にとどまらない地域貢献活動がますます重要になってきている。今後とも、公益的な事業・活動の拡充に向けた取り組みに期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉠ ・ b ・ c
<コメント> シュタイナー教育の人間観に基づく保育の理念を掲げ、子どもを尊重する保育の視点に立ち、乳幼児が本来持つ模倣の力を生かし、自然発生的な遊びを通して健康な身体と穏やかで落ち着いた心を育むべく保育に取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 子どものプライバシー保護について、研修を通して職員への意識づけを図るとともに、日常的な生活場面においてプライバシー保護に配慮した保育を実践している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ホームページで園の保育内容や取り組み等を掲載したり、パンフレットや重要事項説明書で説明したりする等、選択に必要な情報をわかりやすく提供している。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 入園時にパンフレット、重要事項説明書やしおり等を用いて、丁寧に説明している。また、たより等で詳しくサービスの情報を提供している。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保育サービスの変更や転園に際しては、必要に応じて情報提供する等、保育の継続性に配慮した対応を行っている。また、保育修了時にその後も相談が可能であることを説明している。		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 毎年、保護者へのアンケートを実施し、その結果を踏まえ、職員会議で課題を分析し、対応策を検討している。また、懇談会の開催や個人懇談の実施を通して満足度を把握するとともに、今後の保育の質の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 苦情解決の体制を整備しており、窓口、第三者委員等の苦情解決の仕組みについて、重要事項説明書に明記するとともに、苦情解決の仕組みのパンフレットを配布等して、周知に努めている。			
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保護者とのコミュニケーションに心がけ、気軽に意見を述べやすい雰囲気づくりに努めている。また、意見を述べやすいよう相談室を設置する等、気軽に相談できる環境づくりに取り組んでいる。			
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 日頃から保護者とのコミュニケーションに心がけ、気軽に意見を聞けるような関係づくりに心がけている。寄せられた相談や意見に対しては、丁寧かつ迅速な対応に努めている。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ ヒヤリハット事例を収集し、職員会議等で分析を行い、安全確保のための意識を高めている。また、不審者訓練等の各種訓練を実施し、リスクマネジメントに関する職員の意識を高めている。			
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 感染症マニュアルを整備し、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制づくりに取り組んでいる。発生した場合は速やかに通知し、適切な対応を行っている。			
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園の立地条件等からハザード区域として、津波の影響等を把握し、事務所のある高層階への垂直避難を想定している。防災対策マニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施し、備蓄も備えている。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞			

シュタイナー教育にエビデンスを置いた保育実践に取り組んでいる。個々のサービスの標準的な実施方法については、個々のサービスに応じた各種マニュアルを作成し、職員周知に努めている。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		保 41	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 各種規程、各種マニュアル類について、職員会議を通じて見直しを行う等、サービスの標準化に取り組んでいる。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		保 42	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ アセスメントについては、統一様式で定められた手順に従って行っている。計画の策定については、アセスメントに基づき、子ども一人ひとりのニーズや課題を明確にし、全体的な計画に基づいて一人ひとりの子どもの発達状況に即した指導計画を作成している。			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		保 43	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 指導計画の見直しについては、職員間で課題を共有し、定期的な職員会議で評価・分析し、見直しを行っている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。		保 44	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 子どもに関する記録については、職員会議等での話し合いの中で、個別記録や保育日誌等、各種記録の情報を共有するとともに、管理層が中心となり、記録の指導を行う等、記録の標準化に努めている。			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		保 45	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 記録の管理体制については、個人情報保護に関するマニュアルが整備されており、適切な記録の保管、保存、廃棄を行っている。記録文書は鍵付きロッカーに保管する等、厳重な管理を行っている。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

			第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1 -(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	㉠ ・ b ・ c	
<コメント> 市の「全体的な計画」を基に、シュタイナー教育に基づく保育理念、方針、目標を踏まえて、園の実情に合わせ、地域の実態に応じた計画を作成している。作成した計画は、職員会議で図り、理解を深めている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1- (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉠ ・ b ・ c	
<コメント>			

室内には段差がなく、子どもたちが移動しやすく、生活しやすい空間となっている。空調や床暖房等で快適に過ごす事ができる温度設定になっており、乳児を対象にした園でもあるので、安全、清潔な環境整備にも心がけられている。保育室は、天井が六角形の円形ドーム型で窓にはカーテンが設置されており、直接日光が遮られた間接照明になっているため、柔らかい雰囲気の中で生活している。また、音を吸収する布をふんだんに使われているため、落ち着いた雰囲気を醸し出している。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ シュタイナー教育を基盤として、それぞれの子どもたちが自分自身でやりたい遊びを行えるよう、保育者は、一人ひとりの子どもの思いや発想に依て、優しく対応することで、子どもが安心して自分の気持ちを表現することができている。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 保護者との情報交流を通じて、家庭での生活状況を把握し、子どもの発達に合わせて、衣服の着脱や靴の脱ぎ履き、手洗い等、生活に必要な習慣が無理なく身につけられるよう援助している。そして、見守りながら、寄り添うようにしていく過程で、子ども自らが取り組み「できた」という成功体験の積み重ねで、子どもが自信をもって自立していけるよう援助している。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 保育室内は、安全面に配慮し、季節の感じられるもの、木製のもの等を、子どもの手の届くところに置き、子ども自身が遊びたい玩具を選んで遊び出せるように環境を整えている。一方、園庭がないため、天気の良い日等は、近隣の公園、空き地や神社等に散歩に出かけ、子ども自ら土に触れ、五感が感じられる体験を大切にした保育を実践している。また、朝や夕方時間帯は、同法人の他園の子どもと一緒に時間を過ごす事で、多くの子どもたちと接する機会を設けている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 乳児の保育室は、ワンフロアながら、空間をうまく使い分け、1、2 歳児と別に設けられている。奥まったところにベビールームが作っており、その空間を有効に使うことで、落ち着いて生活でき、しかも乳児が楽しめる工夫が感じられる。また、フロア面積が限られているが、歩き回りたい月齢の子どものために、床遊び等が十分できるよう空間確保の工夫をしている。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 同じフロアにすることで、1 歳児が 2 歳児を手本にして成長している。職員の優しい言葉がけがあり、また、2 歳児の活動を真似る 1 歳児の姿が見られた。子どもの成長を肌で感じ、その成長を喜ぶ職員たちの笑顔の相乗効果で、子どもたちの心が和む空間を作っている。		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ b ・ c
＜コメント＞ 0,1,2 歳児の園であり、非該当項目である。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞		

現在、障がい児を個別に対応できる近隣の姉妹園に、午睡後、週 2 回程度通級している。他に支援が必要な子どもも在籍しているが、障がいの程度が定かではないため、保護者と園と面談を密に行い、情報の共有に努めている。また、保健センターの職員の定期巡回や民生委員等と相談できる体制も整っている。

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 担任と遅番担当職員とで連絡を密に行い、登降園、チェック表等に伝達事項を記入し、日中の保育との連続性を保つようにしている。会議等も昼の時間に行われ、連絡、報告等も漏れが無いように丁寧に行われている。また、長時間に渡る保育が日中と同じ保育室で行われ、少人数であるため、家庭的な雰囲気の中で保育を受けている。しかし、長い 1 日での遊びや生活、特に室内遊びの場面では、保育内容に変化がつけにくい現状があり、内容について変化を持たせるよう職員間で検討されたい。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ b ・ c
<コメント> 0,1,2 歳児の園であり、非該当項目である。		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 毎日の検温、登園時点での視診や触診等を行っている。また、保護者に体調の聞き取り等を行い、連携も取れている。その日、体調の気になる子どもがいる場合には、毎朝ミーティングで健康状態に関する情報を全職員で共有している。感染症等が発生した場合には、口頭で保護者に伝え、注意喚起し、医師の意見書により判断して、対応している。園医とも連携が取れており、必要な場合には電話等で相談している。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 園医による内科健診を年 2 回、歯科検診を年 1 回行っている。内科健診や歯科健診の結果は、記録するとともに、結果をその都度保護者に伝えている。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉑ ・ b ・ c
<コメント> アレルギー対応マニュアルを整備し、入園時には、全員にアレルギーの有無を確認し、食物アレルギーのある場合には、保護者に「アレルギー疾患生活管理表」及び市指定のアレルギー対応に関する書類を提出してもらっている。それらの書類を基に、毎週、担任、調理担当者が保護者と面談を行い、診断書を基に、除去食の提供や食事その他の生活場面で配慮する等、適切な対応を行っている。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 離乳食やアレルギー除去食等、子ども一人ひとりの状況に応じて、家庭と連携を取り、対応している。献立は市の献立を基に園で作成し、行事の時は一品加える等して提供している。また、栄養士は食べている様子を見たり、子どもの声に耳を傾け、献立の作成時に活かすようにしている。食事は年齢別のグループでテーブルを囲んで取っている。食育計画の年齢ごとに作成され、子どもが楽しく落ち着いて食事を摂ることができるよう、発達に合わせた食事の援助がされている。		

A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 献立については、低年齢児の園であるため、食べやすい食材と調理法を考え、誤食事故がないよう、配慮して作成している。そして献立表は家庭にも知らせ、園で提供することが多い食材情報を知らせることで、保護者が家庭で調理する場合の目安になっている。また、宗教上、食べることができない食材は使用しない等、多様な家庭の子たちのためにも、共通して食べられるものを提供している。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 24 時間を記録できる連絡帳や送迎の際に日常的な情報交換、情報共有が行われており、子どもの成長の状況を家庭と連携して、把握することに努めている。今後、職員と家庭とが記録するための様式を工夫して、書面に残し、情報共有するようにすることで、より一層家庭と連携できるものになるという考えの下、今後、複写式の連絡帳の実施を検討しているとの事である。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 相談等があった際には、事務所を利用し、保護者からなんでも話することができる、聞いてもらえる信頼関係を基にじっくりと話し合える雰囲気や環境を整えている。			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 日頃から、登降園の際には、視診を行い、保護者の様子の変化にも気を配り、気になることがあれば、職員間で情報を共有し、問題を園だけで抱えず、巡回指導員等の専門職にも助言を求めるようにもしている。また、家庭環境や保護者、子どもの様子から虐待が疑われる場合は、日々の保育を通して予兆を汲み取っていくように努め、変化に気づいた場合は、保護者に確認するようにしている。また、市の保育士会の冊子「子どもを尊重する保育のために」を用いて、職員の基本的認識を図っている。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> 年度末に、保育士それぞれの自己評価を個別に取り組み、園長との面談で用いている。今後、職員個々の自己評価をどのように園全体の保育実践の向上につなげていくかが課題であり、職員との話し合いの機会充実化に向けた取り組みに期待したい。			